

食品安全委員プリオン専門調査会

第 34 回会合議事録

1 . 日時 平成 17 年 10 月 31 日 (月) 9 : 30 ~ 12 : 40

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

(1) 米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について

(2) その他

4 . 出席者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐(諭)専門委員、金子専門委員、北本専門委員、
佐多専門委員、堀内専門委員、山内専門委員、山本専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 杉浦畜水産安全管理課長

(事務局)

齋藤事務局長、一色事務局次長、國枝評価課長、福田評価調整官、梅田課長補佐

5 . 配布資料

資料 1 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合
と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等
性に係る評価(たたき台修正四次案)

資料 2 - 1 堀内委員の御意見

資料 2 - 2 金子座長代理の御意見

- 資料 2 - 3 吉川座長の御意見
- 資料 2 - 4 小野寺委員の御意見
- 資料 2 - 5 山本委員の御意見
- 参考資料 1 - 1 諮問書（厚生労働省発食安第 0524001 号、17 消安第 1380 号；現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性
- 参考資料 1 - 2 参考資料 1 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 2 - 1 諮問書（厚生労働省発食安第 0524002 号、17 消安第 1382 号；現在カナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に係る資料
- 参考資料 2 - 2 参考資料 2 - 1 に関する参考資料
- 参考資料 3 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
（平成 17 年 6 月 10 日発出）
- 参考資料 4 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）
（平成 17 年 6 月 10 日提出）
- 参考資料 5 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）
（平成 17 年 6 月 20 日提出）
- 参考資料 6 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
（平成 17 年 6 月 24 日発出）
- 参考資料 7 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）
（平成 17 年 7 月 8 日提出）
- 参考資料 8 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
（米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について）

- (平成 17 年 7 月 13 日提出)
- 参考資料 9 論点メモ(現在の米国・カナダの国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された 20 ヶ月齢以下の牛の食肉および内臓(米国、カナダ)のリスクと全年齢の食肉および内臓(日本)のリスクの比較:山本委員提出資料 第 27 回プリオン専門調査会資料)
- 参考資料 10 平成 14~16 年度科学研究費補助金研究成果報告書「畜産フードシステム安全性確保に関する国際比較研究」、研究代表者 甲斐 諭、第 1 章 米国における牛肉の生産流通段階の安全性確保の検証
- 参考資料 11 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
(平成 17 年 7 月 28 日発出)
- 参考資料 12 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
(平成 17 年 7 月 29 日提出)
- 参考資料 13 項目別関連情報(米国)
- 参考資料 14 項目別関連情報(カナダ)
- 参考資料 15 項目別関連情報(日本)
- 参考資料 16 「米国農務省 Maturity Study に関する最終報告」に対する意見書
- 参考資料 17 米国における疑似陽性牛の判定結果
- 参考資料 18 米国における S R M 関係規制遵守状況に関する情報
- 参考資料 19 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
(平成 17 年 8 月 9 日発出)
- 参考資料 20 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
(平成 17 年 8 月 22 日提出)
- 参考資料 21 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
(平成 17 年 8 月 22 日提出)
- 参考資料 22 B S E 発生前及び現在のデータ(米国)
- 参考資料 23 B S E 発生前及び現在のデータ(カナダ)
- 参考資料 24 B S E 発生前及び現在のデータ(日本)
- 参考資料 25 日本と同程度とリスクと考えられる E U 諸国のサーベイランスデ

ータ

- 参考資料 26 日本と米国の項目別比較表
- 参考資料 27 日本とカナダの項目別比較表
- 参考資料 28 Manual of Diagnostic Tests and Vaccines for Terrestrial Animals(2004)Chapter 2.3.13.
- 参考資料 29 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
(平成 17 年 9 月 1 日発出)
- 参考資料 30 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
(平成 17 年 9 月 9 日提出)
- 参考資料 31 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価(たたき台)(第 30 回プリオン専門調査会配布)
- 参考資料 32 米国・カナダにおける牛肉産業の最新情報
- 参考資料 33 米国産牛肉等輸入解禁後に予想される各部位別充足率
- 参考資料 34 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
(平成 17 年 9 月 16 日提出)
- 参考資料 35 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
(平成 17 年 9 月 22 日提出)
- 参考資料 36 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価(たたき台修正案)(第 31 回プリオン専門調査会配布)
- 参考資料 37 項目別関連情報(米国・カナダ)(修正版)
- 参考資料 38 佐多委員からのご意見(第 31 回プリオン専門調査会当日配布資料)
- 参考資料 39 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
(平成 17 年 9 月 30 日提出)
- 参考資料 40 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)

- (平成 17 年 10 月 3 日提出)
- 参考資料 41 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価(たたき台修正二次案)
- 参考資料 42 食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について
(平成 17 年 10 月 13 日提出)
- 参考資料 43 食品健康影響評価に係る補足資料の提出について
(米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について)
(平成 17 年 10 月 21 日提出)
- 参考資料 44 米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価(たたき台修正三次案)
- 参考資料 45 我が国における B S E の確認日、月齢、誕生場所、誕生日、代用乳メーカーの関係一覧
- 参考資料 46 山内委員の御意見(第 33 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 47 金子座長代理の御意見(第 33 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 48 甲斐(知)委員の御意見(第 33 回プリオン専門調査会配布資料)
- 参考資料 49 横山委員の御意見(第 33 回プリオン専門調査会配布資料)
- 当日配布資料 1 吉川座長の御意見
- 当日配布資料 2 甲斐知恵子委員の御意見
- 当日配布資料 3 金子座長代理の御意見
- 当日配布資料 4 甲斐知恵子委員の御意見
- 当日配布資料 5 佐多委員の御意見

6. 議事内容

吉川座長 定刻を遅れましたけれども、ただいまから「第 34 回食品安全委員会 プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は 10 名の専門委員が御出席です。食品安全委員会からも委員が御出席です。

また、厚生労働省及び農林水産省の方にもお越しいただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表をごらんください。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「第 34 回プリオン専門調

査会議事次第」がございますので、御覧ください。

では、審議に入ります前に事務局より資料の確認をお願いします。

福田評価調整官 配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は資料 1 から 2 - 5 までの 6 点。当日配布資料が 1 - 5 までの 5 点。参考資料が 1 - 1 から 49 までの 51 点でございます。

お手元議事次第、座席表に続きまして、「資料 1 米国カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉を摂取する場合と、わが国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価」（たたき台修正四次案）」。

資料 2 - 1 「堀内委員の御意見」。

資料 2 - 2 「金子座長代理の御意見」。

資料 2 - 3 「吉川座長の御意見（金子座長代理の御意見に関するコメント）」。

資料 2 - 4 「小野寺委員の御意見」

資料 2 - 5 「山本委員の御意見」。

当日配布資料 1 「吉川座長の御意見」。

当日配布資料 2 「甲斐千恵子委員の御意見」。

当日配布資料 3 「金子座長代理の御意見」。

当日配布資料 4 「甲斐千恵子委員の御意見」。

当日配布資料 5 「佐多委員の御意見」。

参考資料につきましては、これまでに使用した資料をファイルにとじてお配りしております。

参考資料につきましては分量も多く、食品安全委員会のホームページ等にも掲載しております。

また、事務局等で閲覧可能となっておりますので、本日傍聴の方にはお配りしておりません。

本日の資料は以上でございます。資料の不足等ございましたら、お知らせください。

吉川座長 お手元に資料ございますか。いいですか。大分それぞれの委員の意見、この間提案のありましたものを今日議論したいと思って、事務局から全部届けてもらうようにいたしましたので、かなり数が多いと思いますが、いいですか。

（報道関係者退室）

吉川座長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事は前回に引き続いて、米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓につ

いて、10回目になります。

前回一応全部の内容についての確認というか披露をして、特に結論部分に関するたたき台の原案の紹介をしたところですが、時間の都合上、結論及び附帯事項等については、十分な議論をすることができず、また、欠席委員もあり、全部の意見を集約するということが難しかったこともあって、今日議論しようということで審議を終えたわけです。

そういうわけで、今日は幾つかの積み残しの部分と、主に結論部分を中心に審議を進めていきたいと思います。

先ほど資料にありましたけれども、各委員からいただいた意見、最後の諮問に対する回答をどういう形で出すべきかということに関するものが多かったわけですが、修正したものを含めて金曜日に各委員に送っておりますけれども、その後も意見がいろいろと来ています。先ほど事務局から言われたように、一応すべての委員の意見については、当日資料も含めて、資料の方にお手元の方に行っていると思います。

内容の本質に関わらない数字の訂正とか「てにをは」を一部間違えているようなところは直しましたけれども、それは今回の清書版では見え消しではない格好で黒で読みやすくしてあります。

それでは、全体のたたき台から大きく変更、あるいは追加した箇所、各委員からいろいろな意見をいただいておりますので、その辺を中心に見ていきたいと思います。

最初のところですが、大きな変更と言うか、前回議論した中でシカの慢性消耗性病、CWDに関して、リスク評価の項目の中に取り上げる必要があるということでたたき台が出たけれども、ちょっと書き方及びその評価についての書き方に不明瞭なところがあるということで、どこまでわかっていて、このリスク評価にどういうふうに絡んでくるのかということについて、ちゃんと書いた方がいいということで、今、13ページの上のところ「シカの慢性消耗病(CWD; Chronic Westing Disease)」と書いて、1967年からの経緯と流行地域、感受性動物、わかっている範囲でどの程度の汚染度になっているかということが前半の段落に書いてあります。

後半、それを受けて現時点では直接BSEに寄与するという証拠は得られていない。しかし、現状を考慮すると、原因となり得るかどうかにについてはまだ結論づけの段階には至っていない。ただし、米国では97年以来レンダリング施設はシカとヘラジカの死骸を受け入れを禁止しているという文章になっております。

これに関しては、資料2-2を御覧ください。

一番最初に書いてあるのは、CWDについて、前回の議論で大問題であるという認識に

対して、シカでの問題なのか、シカから牛に来ることが問題なのか、更にそれが牛からヒトに来るのが問題なのか、どこまでわかっているのか。その上で評価をするべきであるという意見もありまして、一応最初の原案としては、今の前半部に対してCWDの伝播経路というのはわかっている範囲では水平伝播で、経口、あるいは土壤汚染が原因と考えられる直接接触によるものであって、飼料の汚染とは関係しないというふうに考えられている。

82年、これが伝達性であるということを実験的にシカからシカに伝達した仕事があります。わかっている範囲で株のタイピングとスクレイピーと異なるという結果。

体内分布から見るとBSEと違って、脳、脊髄のほかには脾臓、リンパ節にも存在するということ。

経口摂取と接触による牛への伝達試験は、暴露5年以上の経過でも牛での発症は見られていないという事実。

それから、コロラド州、ワイオミング州のCWDの発生地域で牛のTSEのサーベイランスをしたところ、91年以降ずっと陰性であるということ。

97年以来、反芻動物飼料用にレントリングする施設はシカとヘラジカの死骸の受け入れを法律で禁止している。

したがって、CWDに罹患シカが牛への飼料になる可能性は非常に低い。現在までヒトへの感染の証拠はない。これらのことから、米国・カナダの20か月齢以下の牛、2004年2月以降生まれがCWDに汚染される可能性は非常に低いと考えられるという、結構長い総括になっているんですけども、それに対して先ほどの案の、もう少し簡潔でいいんじゃないかという意見があって、それほど内容的にはどちらも変わっているわけではないので、どういう書きぶりで評価しておいた方がいいかということなんですけれども、どなた御意見ございますでしょうか。

金子専門委員 済みません。書いた本人からですけども、基本的にはここで私たちというか、専門委員の認識は、勿論、CWDのことはあったかと思うんですけども、精力的に審議がされていない。基本的にできないと思っていたと思うんです。そうすると、最初に書かれていたことというのは、審議の中では全く検討もされていませんし、簡単にこの程度のことしか言えないんじゃないかと。そうじゃないとコンセンサスが得られたものとして、ここにきちんと出していいかどうかというのがわからなかった。

それから、グレードを考えると、BSEやCJDやスクレイピーに比べて、まだわかっていないという点で、ある程度記載すること、つまり米国と日本の違いという意味で問題点としては認識はするけれども、まだ結論づける段階には至っていないんじゃないかとい

う簡単な記載がいいんじゃないかということでこういうふうにしたんです。

吉川座長 ほかに御意見ございますか。

山内専門委員 基本的に金子委員と同じ意見ですけれども、最初の方の案、資料2-2を見ると、一番最後のところでは、CWDに汚染される可能性は非常に低いと考えられるということが書いてあるので、これはやはり問題であって、そこまで言えるだけの事実というのはわかっていないんです。ということは、ここで書かれた事実だけを述べるのでいいのではないかと。

同じようなことは、その前の12ページの「伝達性ミンク脳症」でも書かれているんですが、こちらの方は伝達性ミンク脳症の場合に、TMEによるリスクは低いという判断は、私はしてもいいんじゃないかと思いますが、CWDに関しては、まだわかっていないところが多いという立場を取るべきだろうと思います。

したがって、基本的には金子専門委員の意見に賛成します。

吉川座長 ほかに御意見ありますか。いいですか。

では、ここに関しては、たたき台に書いてある格好で記載したいと思います。

その次、大きな項目として、食肉の評価に関して、25ページに堀内専門委員の方から資料2-1、前段はあれですけれども、提案としては、BSEのプリオン体内分布という項目を設けて、現在までにわかっているイギリスが追加で行った体内分布のデータ。

それからドイツの末期の発症牛での体内分布のデータと、前回は議論になりましたけれども、日本のサーベイランスの中で摘発された分布、これに関しては別のところでも腸に関しては一部記載したと記憶をしております。その後のサーベイランスデータを含めて、これを食肉、内臓の比較の前に体内分布という格好で書いておいた方がわかりがいいのではないかと意見がございました。

これに対して、2-4、小野寺専門委員の方から後半の2つのパラグラフを用いて、あとは文献の引用でいいのではないかと意見がございました。これに関して小野寺専門委員の方からもう一回お願いします。

小野寺専門委員 資料2-4に書いてあるんですけれども、確かに元の文章にはいろいろなデータがあったんですけれども、全体の文章のきめというか、きめの細かさとかを考えると、内臓とかいうところに同じようなきめを入れようとするともっと文章を入れなければいけないということになるものですから、内臓の文章とのバランスを考えたら、このくらいの文章でも、一応言うべきことはこれでも言っているのではないかと。勿論、引用文献はちゃんと述べた方がいいということです。

吉川座長 堀内専門委員、意見ありますか。

堀内専門委員 私が書いたのは、別にこのとおりという意味ではなくて、事実関係をはっきりさせるために細かく書いたわけで、最終的には論文を引用するという形になるんだろうなと思います。

ただ、2つほどははっきりさせておきたいことは、1つは、食肉というか筋肉のリスクをどう考えるかというときに、1つはBSEのパソジェネシスというか、BSE感染牛におけるプリオンの体内分布ということをはっきり述べておく必要がある。これは日本の対策の見直しのときにもそういうことをやっておったんです。それが第1点。

そのために特にそれ以降、日本の対策の見直しをやった以降にわかってきた科学的な事実、例えば口蓋扁桃からわずかに感染性が見つかったとか、ドイツの試験で、これは末期の牛ですけれども、その筋肉から感染性があったということは記載しておいた方がいいんじゃないかと思います。

それとは別に、それはあくまでBSEのパソジェネシスから来る筋肉のリスクなんですけれども、もう一つは、別に内臓のところでは書かれておりますけれども、SRMによる筋肉の汚染ということはしっかり言うておく必要があるのかと思っております。SRMによる汚染が食肉のリスクになり得るということは、内臓のところでは述べておりますけれども、それと同じことが筋肉にも当てはまるので、述べておくべきだなと思っております。

吉川座長 体内分布に関しては、かなり前回の見直しのところで議論したので、今回あえて基本的に評価案が大きく変わるとは思わなくて、余り細かい議論をしませんでしたが、あのときにやった時点から幾つか新しい情報として得られているので、リスク評価に当たって、新しくわかったことを付け加えておいた方がいいのではないかというのが趣旨だろうと思います。

もう少し簡潔に今のことを言うとしたら、小野寺専門委員は具体的にはこういう文章でいいのではないかという意見はありますか。

小野寺専門委員 これでも随分簡潔になっているかと思って、少なくとも内臓の文章が半分くらいですね。だから、最初見て、BSE発症末期牛よりは、末期発症牛とやった方がいいのか、文章の書き方ですけど、それくらいです。

あとワンパラグラフにするんだったら、最初の2つパラグラフがあるから。

吉川座長 資料2-4に資料2-1の抜粋がここに書いてあるということですね。

小野寺専門委員 そうです。

吉川座長 わかりました。

北本専門委員 抜粋を挙げて論文を引用すればいいんじゃないかという御意見があったと思うんですが、実は我々専門委員の中でも、例えば10年後の我々の記憶がこのとき何でこういう文章を入れたんだというディスカッションのとおりにならないことがあると思うんです。

論文には1つのことを言った論文と、多様な事実を述べた論文、どこにサイテーションをするのか、何を引用するのかというのは実は文章中の引用と、その論文の引用部位でわかると思うんです。

私はエッセンスを書けばいいというんじゃなくて、我々はこういうふうはこの時点で考えたということは非常に大事じゃないかと思いますので、特にこの分布という項目、今回はずっとやってこなかったんですけれども、ただ重要なことで、私は最後のパラグラフ、汚染度によって、分布とは直接には関係ないですか、短期間に出てくる可能性があるというのは、これこそが将来に続くサーベランスが必要だということにつながってくるんじゃないかと思いますので、報告書が長くなっても悪くなければ入れるというのも1つの手かなと思います。

小野寺専門委員 抜粋を短くするという話ではなくて、資料2-4に2つパラグラフがあって、汚染度によってプリオンの体内分布が変わるという話で、これは国別の話でしょうけれども、そういうことで、それも一応入れておくということでもいいかと思います。

北本専門委員 これは山本先生の御意見も踏まえて、これでは何を言いたいのかということがあると思うんです。ただ、我々は現在わかっている最新の事実をここに挙げておく。この中で潜伏期間中に感染性を示すのはどの部位だったかということもわかると思うんです。明らかに感染性として。

ですから、抜粋でもいいんですけれども、勿論否定はしませんけれども、実は羅列のように見えるかもしれないですけれども、どうその論文を引用したかという経過がわかるようにする。

吉川座長 ここは引用文献についてはまだ入れていない。ただ、堀内専門委員の書いていただいたものは、そういう意味では日本のものについては、別のところでも論じましたし、前から論じて、特にそれほどの違いはないと思うんですけれども、大きくイギリスの追加実験のデータで、継続中ではあるけれども、バイオアッセイの牛の脳内摂取のデータと、それからドイツの末期牛についての定量的なデータと、それからサーベイランスのデータと3つのデータを含めて結論に至っているという構成になっていると思うんです。ここは最後の2つを取っていますけれども、それぞれについてちゃんと引用文献を挙げると

して、イギリスの追加データについても書いておくかどうかということだろうと思うんです。あとの2つは一応書かれているので、文献を挙げておけばいいんじゃないかと思うんです。

堀内専門委員 最低限新しく得られたことについては、はっきりと述べておく。最初に書いた実験の方法ということは省いてもいいと思うんですけれども、口蓋扁桃での感染性ということと、末期牛の筋肉での感染性の検出ということは、文献を引用しつつ、そこを引用したことがわかるように書けばいいのかと思います。

吉川座長 わかりました。イギリスのことに関しては、4か月齢の牛に経口投与して、牛の脳内摂取で現在継続中ですが、経口投与に関しては、投与後6か月から32か月後に殺処分した筋肉乳剤の摂取では、71から98か月の時点で呈していない。

経口投与の方に関しては、既に出てきているという旨を書いて、そこに引用文献を入れ、ドイツの例と英国の以降のサーベイランスのデータをそれぞれ引用文献入りで書くということでもいいですか。

山内専門委員 イギリスの方の実験成績、これでいいと思いますが、もう一方でイギリスでは100頭ずつの牛を使って、サンプリングをやり直した実験が、これはサンプリングは全部終わっていて、そのサンプルは各国の研究者に提供している。その中で日本の場合ですと、抹消神経に問題が出てきたということで、多分もう日本にサンプルが送られるというようなことを聞いているんですけれども、要するに、新しい形での情報が今後既に集められているサンプルから得られる可能性があるということに触れておいた方がいいんじゃないか。

要するに、イギリスで行った実験、これだけではなくて、もっと大規模な実験が既にサンプリングの段階まで終わっているんだということところです。

吉川座長 わかりました。英国のところ、今言ったような格好でまとめると同時に、もう一種類の実験について国際的な協力関係で解析が進んでいるということを書いて、あとドイツと疫学結果に関して、それぞれに引用文献を入れると。それでいいですかね。

では、それを比較の前に体内分布という格好で1項目入れて、食肉とMRの方に入れるという形にしたいと思います。

あとは結論、結論への附帯事項等についてかなり短期間でありましたけれども、このたたき台は何も直しておりません。随分といろいろな意見をいただいたんで、どの意見を今日の議論のたたき台にするかというのを迷いましたけれども、それぞれの意見をここで議論した方がいいと思うんで、この結論に関しては、何も直さないで前回は出したというの

はそういう意味であって、別にこれをたたき台にするつもりではないので、既にかんりの意見をいただいております。

資料としては2 - 2の裏側です。結論のところ、金子専門委員からのコメントで2 - 3。私から金子専門委員に対するコメント。小野寺専門委員からは2 - 4「金子座長代理の御意見について」。あとは山本専門委員の資料2 - 5。当日配布資料の2、甲斐千恵子専門委員。当日配布資料3「金子座長代理の御意見」。当日配布資料4の「甲斐千恵子専門委員の御意見」。佐多専門委員のはサーベイランスのところ。「従って、米国のサーベイランスの結果については、我が国で実施しているWB法のようなより感度の高い方法を用いれば」を削除するという事です。

「報告よりも多くのBSE牛が摘発された可能性も考えられる」。

「『わが国で実施しているWB法のようなより感度の高い方法を用いれば』を削除する」ということです。佐多専門委員の書かれたところなので、本人がそれの方が科学的であると言えばそれでいいかと思えます。

それでは、今日の主題になりますけれども、これに関しては、先ほど言いましたように、前回は前段がどういう条件で評価せざるを得なかったということと、前提条件が充実されるという仮定で評価すれば、その差は非常に小さいとい書きぶりになっているのに対して、金子先生の「守られることを前提に評価することを余儀なくされた」。

「以上の点を踏まえると、米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性は、科学的にはいまだ不明であると言わざるを得ない」という挿入があって、「ただし」以下リスクの差は非常に小さいという仮定をすれば、そういうことになる。

最初の方に書いてあったところが後ろに来て、これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ評価結果は異なったものになる点を考慮する必要があるということで、それに関連して、なぜそういうふうにしたかという説明が当日配布資料3に「金子座長代理の御意見」として書いてあります。テーブルで非常にわかりやすいですけども、簡単に説明していただけますか。

北本専門委員 別に話の進め方をティスターブするつもりはないんですけども、結論のところの意見、それから附帯事項に対して、意見を入れられている人はほとんど出席されているんです。この人たちはその人たちの意見が聞けるわけです。1人欠席されているのが甲斐さんなんです。

ですから、私は話の進め方としては、甲斐先生のは意見としてまずみんなの意見の中で

コンセンサスを得て、これに対する回答があるのかというのを得られてから、あとはこの中でディスカッションできるんじゃないでしょうか。

吉川座長 わかりました。甲斐千恵子専門委員のは配布資料2と4ですか。2の方は出席できないということ。

それから、暴露増幅リスクの比較。青字で追加している前述のとおり、FDAは公表したのは削除した方がよい。

たたき台の12ページ「2004年1月に国際調査団も強く勧告している」と。使用を禁止した方がいいよと強く勧告をしているというのがあって、その次に「FDAは、前述の通り、2005年10月4日、高リスク部位について食料及びすべての動物に対する飼料使用を禁止する、飼料規制の改正案を公表した33)」、それを削除した方がいいということですか。

「青字で追加している、『前述のとおり』」は削除した方がよい。

「暴露増幅リスクの比較 飼料規制に長々と書いてある内容の繰り返しである。FDAが出した『全ての動物に対する飼料使用禁止』は、まだ「案」であり、リスコミを経て実施するとあるが、まだ実際に行われるのか、施行が決定されても実施されるまでどのくらいの期間がかかるのか、不明であり、実際の施行後さらに時間を経てから効果が出るものである。よって、現在の危険性には変わりはなく、米国に実施を促すためにも、このパラグラフは、その前の赤色の文、『SRMの飼料利用禁止については国際調査団も強く勧告している。』で終わった方がよい」。

この2行を残すか削除するかということですが。

山内専門委員 今までの評価というのは現在行われている対策を基に検討してきているわけですし、FDAが改正案を公表したということだけで、ここで評価の中に入れるということはすぐわないんじゃないか。私も削除する方に賛成します。

吉川座長 意見ございますか。

山本専門委員 いろいろな措置というのは前提でという部分もあるわけですね。上乘せ措置の話はこれからの前提の話で評価してきたということもあって、記載もありましょうし、勧告によってリスクに将来影響が出てくる可能性がありますので、これは記載しておいても、繰り返しになるという状況だと言うのであれば問題ですけれども、全く削除するという理由にはしてないからというのはならないんじゃないかと思っております。

吉川座長 ほかに御意見ございますか。私も個人的には、これはアメリカが新しく1つの姿勢として少なくとも公表した事実は事実なので、事実として書きとめておいても構わ

ないのではないかというふうに思います。

北本専門委員 記載していて、これが守られないというか、しないようだといけないでしょうみたいなことになると思うんです。これは事実ですから、公表した方がいいんじゃないですか。

山内専門委員 そういう考えであれば結構です。

吉川座長 では、そうします。あとは結論へのコメントのところですけども、どこかの項目に「日本向け輸出プログラムという特殊プログラム内のリスクは、常に背景リスクに影響を受ける。したがって、前提条件の遵守のみではなく、背景リスクを低減するための措置を早急に講じる必要がある」という文章を入れたらいいのではないかと。これは1つの提案で、個々の項目については、その旨附帯事項を含めていろいろ書いてありますけれども、こういった文章をどこかに入れた方がいいかどうかは、また、結論の議論の中で審議したらいいと思います。

「吉川座長の御意見」、これはこれからの議論のところですけども、上から2つのパラグラフはよいと思います。最後のパラグラフだけ主語を変えた方がよいかと思いましたが、修正をしたということで、結論の部分の中に、これはそのままですね。

最後のところ、案に賛成しますが、輸出プログラムの実効性や遵守の検証結果を知らせるのは管理側の義務であると思いますので、主語を変えましたということで、「上記のことを考慮した上で、リスク管理機関が輸入を再開する措置を取った場合には、管理機関は過程を前提に評価したものとして」と私が書いたんですけども、この意味は私としては、評価した方にも責任があるんだよ。それは評価した者として責任を取らなければならないし、管理側は管理側としての責任があるということを書きたくて、評価したものという表現をしたのでわかりにくかったのかもしれない。そこを誤解されて、管理機関の責任として全部を書いてしまったんですが、私は実はこの最後のパラグラフに込めた意味は、管理機関の責任だけではなくて、評価した者も、評価者としての責任を負うんだということをお自分たちで覚えておかなければいけないという意味を込めて書いたんで、そこはまた後で議論の中で入ってくると思いますので、そこで審議したいと思います。

それから、当日配布資料の4「結論のために」、「背景リスクに比較して、米国の方が低いように書かれています。飼料規制の不徹底によって増幅される危険性が読み取れませんので、その旨記載するべきだと思います」。

今日「結論のために」「結論」「附帯事項」、この項目はこの前詳しく審議できませんでしたので、そこを3つ合わせてやっていきたいと思いますが、「結論のために」

のところの、背景リスクを考えると、BSE汚染の割合では日本とカナダはほぼ同等と考えられる。米国はサーベイランスデータでは、約1頭、侵入リスクの方では100万頭当たり約2、3頭と考えられるということに関して、「米国の方が低いように書かれています。飼料規制の不徹底によって増幅された危険性が読み取れませんので、その旨記載すべきだと思います」ということですが、これは実際には飼料規制の不徹底の数字を入れて100万頭という、あのおとき相対リスクという言葉を使ってしまいましたけれども、その100万頭当たりという規模で補正すれば、アメリカの方が少し低くなる可能性があるというのが分析結果なんで、結果は結果として危険性が読み取れないという、もう一回ここに絶対リスクだと高いぞということ書き加えておくくらいしか書きようがないと思います。

ここに関してはどうしますか。

小野寺専門委員 次の文書が③に書いてありますね。情報の入手に限界があることも考慮しなければならない。ですから、ここで言われているからいいのかなという気もするんです。あえて言うんだったらあれですが。飼料規制とか、もっと具体的に書けばいいのかなと、そのくらいだと思います。

吉川座長 飼料規制の徹底はなされなかったというのは、上の段落なんです。

小野寺専門委員 それならいいです。

佐多委員 全体は何回も読み直しているんですけども、「結論のために」というところから、20か月齢以下の牛についてのディスカッションが始まってきているわけです。その前のそれぞれ生体牛のリスクだとか、牛肉・内臓の汚染リスクとかやってきて、ここから先は生体牛全体のリスクではなくて、20か月齢以下という話で進めているということからすると、ここにまた全体のリスクを入れてしまうと、何でこんなに高いのに最終的な結論は低いんだという誤解が生じるのではないかということで、だんだん話をこう絞ってきているというストーリーがわかるような格好にしておかないと、かなり誤解されるのではないかという意味で、入れない方がいいんじゃないかなと思います。

吉川座長 どなたか御意見ございますか。いいですか。

では、ここは甲斐専門委員の意見は意見として受け止めますけれども、論理の流れとしては、既に書いてあるし、ここでの分析としては、感染割合の項目として論じるということにしたいと思います。

金子専門委員 表4の日本のところですけども、「BSE感染牛の含まれる割合」が「5～6割」になっていますが、これは「5～6頭」に直していただけますか。大変な違いです。

吉川座長 「③情報が入手できるものに関してはできるだけ実効性の比較を行うように努めたが、情報の入手に限界があることも考慮しなければならない」というところを、情報の入手にも限界があったとした方がいいと。この辺は表現に関わる問題です。あったというのは事実で、あったという事実を書くか、そういう限られた情報の中で評価したものであるということを返す方として述べておくので、リスク機関としては考慮しなければならないよという意味合いで書いた文章にはなっていますけれども、どうでしょうか。こういう点はあちこちに少しずつはあるかとは思っています。事実と諮問に対する回答というところを意識してやや表現を変えたところがありますけれども、どうでしょうか。

山内専門委員 やはり文脈としては甲斐専門委員のコメントのように情報の入手に限界があったという方がすっきりするように思います。③の全体の流れを見たときにですね。

吉川座長 そうですね。その次のものも、ここではもう結論と違って、評価しなければならなかったのではなくて、それを前提に評価したんだという割とぶっきらぼうな書きぶりになっていますね。限界があったでいいですか。これは事実なんで。

わかりました。

あとは「結論に対するコメント」で、「結論文は案が送られてきてコメントを書いた」。これは事務局としては、いろいろな意見が飛びかったので、特に手を入れないで前回の案を出しただけで、今日議論するので、それに関しては問題ないと思います。

それから、上乘せ条件の遵守についても、守られることを前提に評価した。責任であり、前提が守られなければ評価結果は異なったものになるで、先ほどと同じで、点を考慮する必要があるで終わるということで、これは後で結論のところと一緒に議論したいと思います。そのくらいですか。

それでは、今日は品川専門委員と甲斐専門委員が欠席ですがけれども、意見をいただいた甲斐千恵子専門委員の意見については、これからの審議で答えるところと、それ以外については一応先ほどのような格好で取扱いたいと思います。

それでは、元に戻ってください。

金子専門委員 資料2 - 2と当日配布資料3、資料2 - 3は裏側になりますけれども、両方見ていて、文章だけだと私が申し上げたかったことが100%伝わっていないかもしれないので、御説明させていただきます。

当日配布資料の3をまず見ていただきたいと思います。

これは私たち全員よく認識しているところです。何を一番重視しようかということ、私たちの姿勢というか、スタンダードをどこに置いたかということなんです。中間とりまとめ、

我が国の見直しというのは、かなり慎重に慎重に、十分な証拠に基づいて評価をしてきた。それはまずあると思うんです。

ですから、その表を見ていただくと、解析の対象も管理対策課の食肉・内臓、これは3年間きちんと対策があって、それも検証データがあった段階ということで、基となるデータも実証データが基本であって、手法は科学的リスク分析。

私自身はいろいろリスクミに出たり、私もそういうふうに認識していたんですけども、米国・カナダの問題についても、原則として我が国と同じ立場で同一基準で審議すると、皆さんもそういうふうにお答えになっておられたと思うんです。

そうする、解析の対象も基となるデータも解析手法もみんな同じようなレベルでやるんではないかと当然期待されると思うんです。そのところが米国・カナダの場合は、対象も、汚染情報がよくわからないんですけども、2つの前提条件付きということがありますし、十分な実証がない。ただし、解析事項が前回まで進めてきたように、これは極めて科学的なリスク分析手法である。これは間違いない。

そうすると、私が一番最初の諮問をいただいたときに、しつこく何度も言いましたように、解析の対象が違う。同等性というか、同一基準という点を考えると、まず入口部分が違うんじゃないか。これ以上進めるためには、前提条件がきちんと遵守されると仮定しなければ無理だという話をしてきたわけです。それは何度も何度も繰り返し書かれているわけです。

その後審議を積み重ねるにつれて、基となるデータのオクリティー、質が非常に違うということは当初から予想されましたけれども、かなり違うわけですね。

そうすると、一貫性を重んじると、私たちは今まで我が国の対策の見直しまでずっと取ってきた姿勢がある。その姿勢で判定したらまだ難しい。現時点では不明だと言わざるを得ない。あるいは現時点では国内と同等の評価ができない。それはいずれでもいいと思うんですけども、そういうことがことわりとしてあった方が全体の中での私たちがどういうスタンスでしてきたかということがよりわかると思うんです。

これは前回、佐多専門委員も言われましたけれども、結論部分というのは一番大事な部分ですから、そこを見て全体の位置づけというのをまず最初にはっきりさせた方がいいと思ったんです。これは座長のもともとの案ですね。それもそういうことを言いたいという趣旨だと思うわけです。

ですから、不明な点もあること云々ということもそうですし、それから前提は管理機関の責任ということになるわけです。私はそのところを表現はこれからいろいろ審議して

いていただきたいと思えますけれども、まず、そういうことだということ踏まえた上で、しかし、これはあまでも前提を付けたのは私たちが自主的に付けたわけではない。私たちのスタンダードではないわけです。科学的なスタンダードではない。自主的に私たちが科学的に妥当として付けたものではないということなんです。

そこは管理機関の要請に基づいて行ったんだということをはっきりしたいということです。

ですから、前段部分は、国内のスタンダードでは難しい、無理、不明と言わざるを得ないけれども、私たちが自主的にやったのではない。これは答申のシステムからして当然のことですから、諮問されたら答申を出すのは当然というか、システム上そうなわけですから、そういう要請があって、それをあえて仮定したら科学的なリスク分析手法に基づいてこの結果になりしたと。そのところをちゃんと書いておかないと、私が一番懸念したのは、日本のすべてを科学とみなして、私たちが自主的に科学的なリスク分析を行って、国内と同じようなというか、この結論を出したときに、やはり皆さんわからないと思ったんです。どうしてそういうふう結論づけたのか、ドライビングフォースというか、諮問ですけれども、一応中間とりまとめに基づいていますし、中間とりまとめは私たちが自主的に自発的に、純粋に科学的にスタンダードを高くしてやってきたことで、今回あえてそのスタンダードがかなり前提を設けていることがかなり違っているという点をはっきりさせたい。そういう趣旨で私の資料2-2の裏にあるような文言にさせていただいたわけです。

ですから、前提が守られていれば、非常に小さいということを否定するつもりは全くありません。それはそのとおりなわけです。

それから、前提の確認云々、それもそのとおりなんです、純粋に国内と同じようなスタンダードで考えたらどうなるのかということを書いておかないと、いきなり国内のスタンダードが急にここで変わったのはなぜか。それはよく読めばわかりますと言われるかもしれませんが、そうではなくて、やはり結論だけを見てもわかるような形で、そのところをはっきりさせておきたいという趣旨で私は提案させていただきました。

吉川座長 ありがとうございます。金子座長代理から意見をもらって、私は資料2-3にあるようなコメントを書いたわけですけれども、最初のパラグラフは特に大したことではありません。余儀なくされたか、しなければならなかったくらい。2番目のパラグラフ、今、金子専門委員が心配されたように、1つは確かに管理機関の諮問に最終回答としてどういうふう答えるかというところで、リスクの差は非常に小さいという言葉だけが

すべての条件を取られて、ひとり歩きするということを守る必要性は私もあると思いました。ただ、最初の案だと不明であると言わざるを得ない。ただし、というただし書になっていたので、先ほど言われたように、分析は分析として科学的にやって、こういう結論を出したんで、どういう言葉がいいか、「しかし」でも「他方」でもいいかもしれないけれども、「ただし」という関連ではないだろうということです。

3番目には、先ほど言ったように上記のことを考慮した上で、もしリスク管理機関が輸入を再開をするという措置を取った場合には、仮定を前提に評価した、当調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性及びその遵守に関する検証結果の報告を受けなければいけない。

管理機関は同時に国民に対する報告の義務を負うものと考えろという最初の諮問の問題になった評価者と管理者の役割と責任について明確にもう一回言っておいた方がいいだろうというコメントを加えました。

山本専門委員の方から、ほかのところにも意見があったのを議論しませんで恐縮だったんですけれども、今の件と、ほかのところに関して、御意見あるようなんので説明をしてください。

山本専門委員 ほかの件という、前に戻ってということではなくて、結論の部分だけですね。

吉川座長 前の部分はどうでしょうか。

山本専門委員 反映されているものもあるんです。全部がチェックできていないので、今の金子先生の御意見で同等性の部分について、金子先生がおっしゃっているのは、科学的な根拠に基づいた判断、そういうデータが同等性がないという意味で、同等性の評価が難しいとおっしゃっているように聞こえたんですが、それでよろしいんでしょうか。

金子専門委員 同等性の基になる米国・カナダの食肉・内臓のリスク評価のスタンダードについてお話しをいたしました。

山本専門委員 そうであれば、この文章からですと、2つの意見が矛盾して出てきているように思われるんです。同等性の評価ができないというのではなくて、同等な科学的な質を持ったデータによって評価がされていない可能性があるということを描き出すことと、最後の結論は、そうだけれども、いろいろな条件を考え合わせてみれば、最終的には筋リスクは非常に小さいという結論に達したという部分、この2つからできているということですよ、よろしいんですか。

金子専門委員 そうです。

山本専門委員 先生と座長に示していただいた文章ですと、最初から同等性が判断できないんだけど、結論としては非常にリスクの差が小さいという結論を出しているというものは何か矛盾のように思いましたので、これはちょっと書き直した方がいいということで私が意見を出させていただいたんです。

吉川座長 言っていることに大差はないと思うんですけども、どういう形で結論としてアウトプットするか、言われたように背景のそれぞれの要素そのものの同等性というのは初めから質量ともに同じレベルで議論するのは難しいんで、定性的、総合的に評価するという。その上で遵守という仮定のE Vプログラムが守られるという仮定条件を入れた上での評価であということをどういうふうに結論の中に、それぞれ書き込んでありますけれども、その上で諮問された同等性ということに関しても、最初は同等の措置という表現で日米はやっていて、そのうちにリスクのレベルの同等性になったり、科学的同等レベルになったり、本当にある意味では同等という言葉だけがその場その場でひとり歩きをしていて、それに対して、あいまいさを残さないように返すならどういう表現が適切であるか。もう片方でそうは言いつつ、考えられる条件については、わかる範囲で科学的に分析して1つの仮定の上での結論に達していることも、また事実で、それとの読み違いが起こらないような整合性を持って表現をするという難しいところに来ているのかと思います。

北本専門委員 ちょっとずれたような気がするんです。今、山本先生が言おうとしていたことは、金子先生の結論、以上の点を踏まえるというところの文章は、E Vプログラムにより管理された牛肉と我が国の牛肉の同等性というのは不明であると言って、しかも、その次の文章もE Vプログラムにより管理された牛肉と我が国の牛肉はほとんど違いはないじゃないかと言っているんです。だから、これは矛盾している。言いたいことが文章になっていないという意味だと思うんです。

山本専門委員 そのとおりです。金子先生が御説明になったとおりに書くのであれば、科学的なデータとしての質の同等性はないという意味の話が最初にあって、それでも評価をせざるを得ない部分があるので、いろいろな条件を加味しながら評価をしていけば、最終的にはある意味リスクの差は小さいという結論に達したという文章なら同等性は。

北本専門委員 ですから、その意味からならば、文章はやはり変えるべきだと思うんです。この文章からだと、E Vプログラムは同等性は不明で、差は小さいと言っている。同じことを繰り返して結論は違う文章になっていると思います。

甲斐(諭)専門委員 私も北本専門委員と同じで、前の文章と後半の文章は矛盾していると思います。前の方の文章は、アメリカ・カナダ全体と日本とは同等ではないけれども、

EVで限定したらほぼ差がないならよくわかるんですけども、プログラムにより管理されているんだから、この文章はおかしいんじゃないですか。

金子専門委員 ですから、最初からそのとおりと言うか、皆さん多分同じことを言っているんでしょうけれども、ただ、一番言いたいのは、EVプログラムが前提条件を付けることは、私たちが科学的に判断したことではないということなんです。だから、国内で見直したスタンダードであるならば付けるはずないわけです。あえて今、付けるはずはないわけです。この時期に、そこにちょっとあれしましたけれども、これから対策が始まる前に、それが遵守されたと仮定してやりなさいと言っているようなものですから、それは私たちしてこなかったはずですし、しないわけです。

さっきドライビングフォースと言いましたけれども、その本当の科学というのは前提条件を含めて、それを付けることも妥当かどうかも含めたものだとは私は思うんです。

私たち今までそういうスタンダードでやってきたと思うんです。我が国までは、中間とりまとめ以降ですね。そのところなんです。

ですから、EVプログラムの前提条件等を付けたのは、これはやはり私たちが自主的に付けたのではない。当然それはあれなんですけれども、結論のところでもどうしても私が引っかかるのは、純粹に科学的に国内見直しと同じような、厳しいというか、私たちが納得したスタンダードでは、まだそれは時期尚早と言うか、できなんだよということはどこかに示しておきたいんです。さっき言ったことと同じです。

甲斐（諭）専門委員 おっしゃっていることはよくわかります。しかし、諮問されたことは、EVプログラムで限定されたものと、日本の国内との同等性を問われているわけで、アメリカ全体のだと私も賛成ですけれども、それは零細と畜場で処理されたようなカウミートも含むだろうし、いろんなものもあるので、それはちょっと問題と思いますけれども、EVプログラムで限定したものと日本とはどうかを問われているので、それについて答えるべきだと思います。

ですから、全体を云々というのは少し難しいんじゃないかと思います。

金子専門委員 私はやはり一貫性をどうしても考えてしまうわけです。確かに諮問されたから、それに対して答えればいいという御意見もあるでしょうし、それはシステムからしたそうだと思うんです。ただ、やはり私は科学的評価という、これまた一番最初の問題に戻るんですけども、科学的評価というふうに、これが例えば世界に出ていったときに、今までは納得できるというか、当然この席に座らせていただいて、審議に参加させていただいていますから、客観的な事実、エビデンス、実証データに基づいて行われてきたとい

うことでこれはいいと思うんですけども、スタンダードを変えたんじゃないかと誤解されたくないという、そこなんです。

そうだとすると、やはり国民の皆さんも、なぜこういうふうな結論に、前提条件付きになったのかの説明をしておかないと、私たち科学者の立場はどうなるんだという話になるんじゃないかと思うんです。

だから、厳密に国内で自主的に見直しに当たってきたような立場での科学的な結論ではない、前提条件付きというものが、それは科学として付けていいかどうかというのは議論されていないんだというところをはっきりさせておかないと、いつの間にか前提条件が付いたことも含めて科学的評価ととらえられてしまうんじゃないかというところを私は懸念しているということなんです。

山内専門委員 金子専門委員の言われるとおりだと私は思いますし、私、前回欠席したんですけども、そのときに多分配布資料でお配りしたと思いますが、一番最初の結論のところでは、両方の差は非常に低いと。あの場合はSRM除去の実態に関する問題が残っていて、それに基づくところのリスクは同等とはみなし難いといった文言を提案したつもりだったんです。

ただ、結果的にそれは終わりにという形というか、結論への附帯事項という方に入っていったわけですが、それだけ非公式的な情報に基づいたことをとりあげることに問題があったというふうにも私なりに判断をしていたんですけど、ずっと引っかかっていたのは、科学的なリスク評価をどこまで我々はやってきたのかということになってくると、なかなかその整理がうまくつかなかった。今日の金子座長代理が配られた当日配布資料3というのは、これは非常によくまとめられていると思うんです。これでかなり私なりにすっきりとしたと思います。

ですから、文章そのものを検討していただいて、結論をつくったらどうかと思います。

吉川座長 いろいろな意見が出てきていますけれども、基本的には今回の評価というのは、ここに書いてありますが、国内評価と違って、我が国と米国・カナダの比較の中でデータの質と量の違いというものがあるということ。

もう一つは、もし再開するとすれば行われるだろう輸出プログラムというものが守られるという前提、この2つの不明条件を入れた上での科学的評価であるということが大前提である。

その上で両国の評価をすれば、そういう条件が満たされたという前提で仮定すれば、非常に少ないんだよというのが結論なんだということだと思うんです。

甲斐（諭）専門委員 今、金子先生の文章をもし採用するとするならば、米国・カナダの全体の牛肉・内臓を摂取する場合と、輸出管理された部分を削除しなければいけないと思うんです。そうすれば、アメリカ全体と日本とは同等ではないけれども、限定したら同等だと思うんです。

でも、そのことが諮問されたこととはちょっとずれているとは思いますが。

小野寺専門委員 アメリカ全体の話も一応議論の中に含めようということで今まで随分時間をかけてやってこられたわけですので、そういうことだったら、アメリカ全体のリスクと日本全体のリスクは同等ではないけれどもというのは、文章のどこかに入れればいいと思うんです。

吉川座長 多分違うんだと思うんです。それが違うことは初めからだれもわかっていたからこそ、日米の協議の中で上乗せ条件を加えたわけで、それは管理機関も明らかにわかった上で評価を求めてきたんだと思うんです。その条件が上乗せ条件を守るという条件で、その上乗せ条件の中身はSRMの全月齢の除去と20か月齢以下等々の意見だったわけです。

なぜここまで紛糾してきたかを考えると、1つは、先ほど言ったようにそれぞれの情報量を含めて違いがあるというストレスを通して評価をしてきた。

もう一つは、コンプライアンスの対象となった上乗せ条件とは何物であるのか。それについて守る、守られないは別として、その中身についてどういうことを保証して、具体的にどういう施策でそれを保証してきているのかということに関しての議論がどうしても進まなかった。そのときに、それは前提条件だからアンタッチャブルで守られるという評価を求めているんだということに関して、最後の段階でそういうふうな問いかけであるなら、科学的な同等性という答えは現時点では不明であるという返し方しかないというのが金子座長代理の意見だろうと理解するんですけれども、それでいいですか。

金子専門委員 ほぼそのとおりです。

吉川座長 だから、アメリカと日本の総合的なリスクが違う、どうこうという議論をしているわけではないんです。科学的に同等性を求められたというふうに考えるなら、どういふ答えの仕方が今の分析結果を正確に伝えたことになるのかということなんだろうと思います。

金子専門委員 多分皆さんあまり変わらないと思うんです。確かに私が最初にお出しした意見、資料2-2ですかね。論理的に不十分であることは認めます。そのとおりだと思います。ちょっと書き変えた方がいいと。そうじゃないと、むしろ今の私の書き方だと何が

不明なのかが非常にあいまいになっていることも確かなんです。ですから、私はやはり科学は厳しいものだということを言いたいんです。科学者というのは厳しい。だから信頼してもらえるんだということは確認したいんです。その前提を認めて、何も言わないで唯々諾々と受け入れて、こういう結果ですと出すことに、これは最初に言いましたように、諮問答申のシステムがこうなっているから答えざるを得ないわけです。そのとおりなんです。

でも、その前提を付けたことまで科学的な判断とされてないという1点です。

ですから、科学的な答申を返すためには諮問も科学的でなければならないし、それが科学的かどうかを検証できなくてはいけないと思ってますし、できたら是非そのところも変えていただきたいんですが、今回はそんなことは言ってもらえませんから、その前提を受け入れたというのは、その前提についての科学的な評価はできていないんだと。前提を付けることついて、これは科学的かどうか全く検討されていないんだというところを是非わかっただきたいということです。

我が国の評価をしてきたスタンダードに基づけば、これは諮問の段階ではねてしまう。そんな前提を付けたら科学的ではないという意見を持つ先生方もいっぱいいらっしゃるはずで、そうじゃなければ国内で3年も経って検証してきたのに、あれだけの皆さんの御苦労と検査員の方々の大変な御努力とか、あのデータの価値はどうなんだということになってしまうわけです。皆さん本当に飼料規制とか国内で取り組んでこられたあの努力はどうなってしまうんだと。あれは科学的にどういうふうに評価するという話になりかねないというか、私はやはりそのところを厳密にしたいんです。

国内で行った評価と基準が全然違う。厳しさが全然違うんだと。それは前提付きで逃げてきたというか評価しなかったわけで、さっき吉川先生が言われたとおりです。そのところのニュアンスを出したいわけです。

吉川先生が書かれて、まだ第4次修正案として載っている部分も、前半部分の2つのパラグラフの5の結論ですね。不明な側面もあることも考慮するとか、前提についても守られることを前提に評価したとか、評価せざるを得なかったとか、評価しなければならなかったとか、余儀なくされた、それはみんな同じようなニュアンスだと思うんです。不明ということがここに出ていますけれども、多分、吉川先生が最初に意図されたところは、私が今はっきり申し上げたこととそうずれていないんじゃないかと私も思います。それをもっとはっきり申し上げただけなんです。

実は不明な部分があるという最初の私の意見、確かにわかりにくいところがありますので、そこをもう少し、実は私、変えたのを持っているんですが、もう少し議論が出てから

にしたいと思います。

吉川座長 ほかに、いや、そうではないんじゃないかという御意見ございますか。意見を聞いていると、結論の部分で言おうとしていることに関して、そんなに大きなずれはないような印象を受けるんですけども。

堀内専門委員 金子先生のところでわからないところがあるんですけども、我々がそもそもダブルスタンダードのような形で評価したという意味なのか、それともベースになるデータが質の違うものだったかというところをはっきり。私は個人的には前提条件付きではありますけれども、我々のスタンダードは二重ではないという理解で私はずっと来ていると思うんです。

金子専門委員 私がさっきお配りした当日配布資料3、その科学的解析手法のところ、科学的リスク分析、最初にお伝え申し上げましたように、これは一貫していますし、ですから、前提が守られればこの結果については科学的リスク分析手法に基づいた結果ということで私は認めますというふうに最初に申し上げたとおりです。

堀内専門委員 これも資料1の5ページに戻るんですけども、事実関係が記憶があいまいなのでお伺いしたいんですが、リスク管理対応についての考え方という5ページの真ん中ほどにあると思うんですけども、そこには輸入を再開する場合には、厚生労働省及び農林水産省は現地査察を実施し、日本向け牛肉等の輸出プログラムが適切に機能しているか確認すると。その後ということがあるんですけども、要するに管理側がこういうことをするとはっきり述べられたことなのか、こちらからこういうことをしてくださいということでここに書かれてあることなのかを事実関係をはっきりしたいと思うんです。

と言いますのは、今議論していることの一部というのは、ここはかなり深く関わってくるのではないかと。要するに、実際にこれを確認して、もし適切に動いていなければ前提条件が崩れているということになりますので、そこら辺を事実関係をはっきりさせたいと思います。

吉川座長 資料1の5ページ「3)リスク管理対応についての考え方」というところなんですけれども、基本的にはあのときの質疑応答のやりとりで管理側から書かれてきたものを、もう少しわかりやすくそれぞれの項目別に分けて書いたという記憶が私にあるんですけども、このままの文章であったかは定かではないところがあります。どういうふうにあのときの諮問に対しての答えはなっていましたか。意味内容はほとんどここに組んであると思うんです。

梅田課長補佐 審議に当たりまして、管理省庁側から諮問の考え方、経緯について御説

明いただいたわけですが、その中で文章で書いたものを提出されたいという議論があったかと思えます。何回かの議論の後、改めて文章の方で提出されたわけでありまして、それを基にこの中に書いたということでありまして、その中には現地査察、確認をするという文言が入っていたわけでありまして。

吉川座長 これは公式にリスク管理側の考え方として書かれているということだと思います。

横山専門委員 20 か月という問題が多分大きく関わってくるかと思うんですけれども、国内での 20 か月の見直しということが出たときに、我が国の現状の背景であれば、20 か月以下の検査はしなくてもいいだろうという結論に至ったかと思えます。どんな状況でも 20 か月以下のものは安全だというような議論の持っていく方ではなかったと思えますので、やはりアメリカ・カナダの背景リスク、その部分がどうなのかという検証が非常に重要なファクターにかかってくるんじゃないかと改めて考えます。

吉川座長 そのとおりだと思います。あのときはそのように言って、したがって、今回も動物性油脂に至るまで、国内規制に至るまでを検証できるだけの科学性を持って検証してきたわけです。だから、この半年間決して背景を無視して 20 か月の議論をしたわけではない。そのためにいろんな資料をここまでもらってきたわけです。

その上でそれぞれの汚染の背景リスクがどのくらいかということをいろいろ不十分な部分は当然あるけれども、それを議論しながら進めてきたと思うんで、ここで言うところは、無条件に 20 か月と言っているわけでは決してありません。

横山専門委員 先ほどの甲斐先生の意見と関連するんですけれども、やはり国内増幅の問題、それがどこまで評価されているのかというのは、私は読んでいて少し不明に思った点です。

吉川座長 それは我が国も同じで、2001 年以降の管理措置がどのくらいの効果を持ったかは、この前もそれで読めないんです。したがって、ヨーロッパもどこも同じで、最初は飼料規制、当然交差汚染までとめるレベルではなくてやり始めたわけで、それがどのくらい効果を持ったかということから始めて、リアル・バンでどのくらいになるかというのは、あのときもイギリスとスイスしか読めないということで、ただ、各国の当時の飼料規制の状況、交差汚染を完全に止めない状況でも大体 3 年で半分くらいずつに減少してくる。そのルールを、もしアメリカとカナダが、そのルールにはまらないというならその科学的根拠を出さなきゃいけない。日本もそれに基づいてリスク評価をしてきたわけです。だから、もしアメリカ、カナダがヨーロッパ、日本と全く違う。2001 年前の日本と全く違うという

なら、その科学的根拠を出して、現在非常に増幅カーブに入っていると、そういう分析をした上で、違うというならそれは正しいと思うんです。

佐多専門委員 横山専門委員の言うことも確かに正しいところもあって、座長の説明も正しいんですけども、結局、最終的に答申の結論に至る過程において、ポイントは先ほどの金子座長代理の言うように、米国・カナダのちゃんとしたデータというのは逆に言うところであまりないんです。少ない。非常に限られているということは事実なんです。

だから、どうしてもリスク評価をするときには、ある程度推計学的なニュアンスでやっていかなくちゃいけない。限られたデータの中からこういうことは考えられるんだと。そのプロセスは科学的解析じゃないといけないということだと思うんです。

日本の今年の3月の食品健康影響評価の調査の過程においても、あのときは日本のデータがかなり蓄積されてきた中から、それでもある一部の推計の部分、こういうふうに予想されるんだという部分も含めて、たしかそういう結論になってきたと思います。

今回の場合は、米国・カナダのデータというのはかなり限られているということが1つのポイント。

だからこそリスク評価という推定をせざるを得なくなってくる。それは正しい。

問題は20か月以下という表現になってしまったんですけども、この前の答申は21か月以上に変えてもあまりリスクは上がらないという言葉遣いだったと思うんですけども、現在は20か月以下という言葉でここは書かれているわけです。

ところが、20か月以下ということ判断した根拠というのは、日本のデータなんです。ほかの国は1つもない。ただ、あったのはイギリスのデータでありまして、それは1992年に1頭だけ20か月の牛が見つかっているというデータがあって、それ以後のリスクはだんだん下がってきているはずだという、それがコンセンサスだったと思うんです。

ポイントはどうしてもリスク分析にはある程度のデータがあって、それを基にリスクを評価していくという部分がある。これは致し方ないことだというポイントが1つ。それは理解していただきたい。

そのときのデータはどういうものを使ったか、それも明らかにしておくということはどうしても必要だということがポイントだと思うんです。

それから、最終的にリスクが下がってくるというポイントは、あまり言葉はよくないんですけども、そのデータはどうしても日本の実証データに基づいている。ほかにはどこにもない。

それを逆に言うと、そのまま米国とカナダに当てはめて本当に成り経つのかどうかとい

う問題をどうするのかということだと思っんです。

それはあくまでそういう前提でやっていかななくちゃいけないということも事実なので、これは後でサーベイランスという問題できちんとした検証をするということが前提条件になってきてしまうということだと思っんです。

確かに金子先生がおっしゃっていることは事実で、データが足りない。そこは限られてしまうということが1つ。

リスクが下がってくるというところの根拠は日本でやっているデータしかないんだと。その辺が読み取れるような格好で、結論のためにというところが記載されていくということが大事なポイントになるのかなというふうに考えている次第です。

吉川座長 大体皆さんの意見を聞いたことにはなるんですが、5分くらい休みますか。今日は12時半まで時間を取ってくれてあるんで、この時計で11時15分まで、少し頭を冷静にして、そんなにずれていないと思うので、どういう答えがいいか、少し考えていただきたいと思っんです。

(休 憩)

吉川座長 少し約束の時間を延びましたけれども、結論についてどういう形で返したらいいかという点に関して、もう少し議論をしたいと思っんですけれども、今、5分間頭を冷やしたら非常にいい考えが浮かんだとか、そういう人はいませんか。

大体その懸念していること、答申の中に要求される緩和的な評価というものをどういうふうに表現していった、誤解を避けるべきかというところの辺りに関しては、そんなに意見がずれているとは思わないと思っんですけれども、誤解を招かないように自分たちの評価結果と前提条件、不明な点を含めて、どういう書きぶりがいいか。

この第2パラグラフのところ、金子専門委員、先ほど案があると言われたので、ちょっと披露していただけますか。

金子専門委員 今その手書きを事務局の方が持って行かれて、打って配ってくださるそうなので、今、聞かれてもお答えできませんので、申し訳ありません。

では、趣旨だけお話ししたいと思っんです。

資料ごと持って行かれてしまったんですが、吉川先生の今の第4次案を踏まえたものなんですけれども、これは2つの段落がございます。「これまでの」という段落と「日本で年間に」という2つの段落がございます。

前段のところは国内のお話。それに対比させて国外の限界があったというお話。これは全く私が申し上げた点そのままだと思います。したがって、不明な側面もあることを考慮する必要がある。ここも全く私が言わんとしていたことを言っているのではないかと思うんです。

ここまでを、私の意味で厳密な科学ではというところの段落にしたいと思っていて、それがまず1点です。その文言を今、打ってくださっています。

また、輸出の上乗せ条件の遵守についても守られることを前提に評価したと。ここのは評価しなければならなかったとか、余儀なくされたとか、いろいろあるんですけれども、私がさっき申し上げたかったのは、これは私たちがやはり科学的に妥当と認めて、自主的にやったのではないということを言いたいわけです。

ですから、これは例えば、管理機関の要請に基づいてとか、そういうふうにしたいと思っていて、これ以降は第2段落に移した方がいいと思うんです。だから、遵守についても守られることを前提に評価したというのを管理機関の要請に基づいて遵守されると考え、あるいは仮定してということに変えてしまう。その前提の確認云々というのは考慮する必要があるというのは一番最後のところに落とせば、だから気を付けた方がいい、重要であるという論理の展開になるのかなと思っています。

ですから、そのセカンドパラグラフもちょっと文言が変わりますけれども、私が上げていることの大筋というのは、この吉川先生のもともこの文章をもう少しわかりやすくして、不明な側面もあることを考慮する必要があるというところを更に明確に、厳密な科学と前提に基づいたものの違いを対比させたいというところなんです。

ですから、具体的にどういう文言になるかはもうちょっとお待ちいただくということでもよろしくをお願いします。

吉川座長 それでは、刷り上ってくる前に、もう一文章、私は先ほど言った意味で入れたところがありまして、上記のことを考慮した上でリスク管理機関が輸入を再開する措置を取った場合には、仮定を前提に評価した当調査会は、管理機関から輸出プログラムの実効性及びその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また管理機関は国民に報告する義務を負うものと考えするという、縛りではないですけれども、そうしてくれないと困るよという、あるいは自分たちも評価した者としての責任を負わなければいけないんだよという覚書みたいなことを入れたんですけれども、これに関してはどうですか。言わずもなだから、要らぬと言うなら取っておいてもいいし、やはりこういう不十分さの中で評価したんだから、その結果を聞く義務あるいは責任もあるということを書いておいた方

がいいということであれば、入れておこうかと思うんですけども。

どなたか、御意見ございますか。

山内専門委員 私は付け加えるのは賛成です。ただ、これは主語がなく、第2パラグラフのところで前提に評価した者として、本調査会はといったようなものが入ってこない。

吉川座長 ですから、今、読んだのはそこで主語を入れて読んだんです。

山内専門委員 そうですか。

吉川座長 ちょっとつらつらと読んでしまったので、そのとおりで、ここに当調査会という主語を入れると。いいですか。

では、これは今、議論しているパラグラフの裏に付けたいと思います。

もう少し時間があるようですので、付帯事項について、前回、初めは「おわりに」でしたが、「おわりに」という扱いをやめて、付帯意見、付帯事項と書き方が変わってきました。

付帯事項の項目について、ここには5つの項目と、その前と後ろ、もう結論で書いたから、ここの本諮問に答えるようになっている2つのことを供しておきたいというのは、何度も何度も繰り返しになってきてしまいましたけれども、ここをどういうふうを書くかという問題がまだ前回議論をされていないんですけども、ここはもう一回付帯事項として、諮問に答えるに当たり2つのことを言いたいと。

1つは、責任を明確にする必要があること。特に輸入再開の場合は、繰り返しになりますけれども、遵守の確保のための責任を負うということを確認しておきたいということ。比較をしたけれども、前提条件という仮定でリスク評価したものである。したがって、ハード・ソフトをちゃんと確認して、遵守されない場合は評価結果は成立しないということをもう一回断った上で、5点、SRMの除去、サーベイランス、飼料の規制、と畜場の検査、ピッシングに関して。ピッシングに関しては、米国・カナダというより我が国に対しての問題点として書かれております。

最後にまた本当に繰り返しになりますけれども、輸出規制の遵守を前提に行ったということで、実際どういうアクションプランで動くのかというようなことの具体的に米国が日本に対してやっているのと同じような措置を取ったらいいのではないかとということ。

もし再開するとして、重大な問題が評価されるというときには輸入を停止することも必要であるということと終わっているわけですけども、この付帯事項、今まではおわりにとか補足とか、いろいろな書き方をしていたんですけども、今回は結論に対して付帯事

項という格好で問題になった点をちゃんと挙げておこうという姿勢を取ったわけですが、考えている間に結論の方を先にやりましょうか。

金子専門委員 では、配っていただいたので。

先ほど申し上げましたように、やはりこれは大きく意味を取ると、第1弾、第2弾で、私が最初に何度か申し上げたことと基本的にはあまり変わっていないと読み取れるので、文言をこうしたいということをお話ししたいと思います。

最初の部分は全く変えておりません。原則として、この座長案に基いて書いています。最も最初に私がお出ししたのも、吉川座長の案を尊重して、なるべく変更点を少なくしようと思ってお作りしたんですけれども、かえって意味がわかりにくいところがありましたので、更にリファインされているかどうかはわかりませんが、4行目までは変えておりません。「一部、リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった」。

それから「不明な側面もあることを考慮する必要がある」ということをこう書こうと思ったのは、「従って、米国やカナダの牛肉等のBSEリスク評価を」、ポイントはここにあるんですけれども、「我が国と同等の基準に則って行うことは、現時点では不可能である」。

そこはやはり国内の基準でやってきた立場からして、これはどう判断できるのかということを書いておいた方が、一般の皆さんや国際的にもわかりやすいのではないかと。スタンダードとしては今までの基準ではこうだよというところを、先ほどの参考資料3のようにリスク分析手法についてのスタンダードを変えているわけではなくて、やはり全部ひくくめる意味での基準ですけれども、同等の基準にのっとって行うことは不可能であると。

その後「また輸出の上乗せ条件の遵守についても、守られることを前提に評価した」。あるいはしなければならなかった、そう余儀なくされた、そういうわかりにくい言葉ではなくて、これは次のところに「他方」と書きましたけれども、これ別の書き方でもいいと思いますが、その「管理機関の要請に基いて」ということを入れれば、その遵守についても守られることを前提に評価したというのを、その「管理機関の要請に基いて」に変えて、「輸出プログラムの条件（全頭からのSRM除去、20か月齢以下の牛）等が遵守されると仮定した場合」。あるいは別の書き方でもいいですが、あとは全部生かします。

「米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、生体牛の背景リスク及びそのリスクを比較した場合、月齢判定による上限を超えない範囲では、そのリスクの差

は非常に小さいと考えられる」。

その後第1パラグラフの最後の文章です。「これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる点を考慮する必要がある」。こういうふうにすると、第1段落はスタンダードは国内、第2段落は前提付きと。

吉川先生は多分、最初はこういう意図でお書きになられたんではないかと思えますし、この方がより論理的かなと思えますし、そういうふうに変えたらいかかということを書きました。

吉川座長 ありがとうございます。

今、金子副座長の方から提案がありましたけれども、どうでしょうか。

山本専門委員 「我が国と同等の基準に則って」という文章が、この文章のままだと何を意味するのかがわかりにくいのではないかという気がしています。

先ほど、金子先生がおっしゃったのは、科学的な水準としてのスタンダードを維持しつつという意味ですね。ですから、これは同等な基準と言うと、何か規則があったりとか法律的な問題とか、そういう意味に取られかねないと思まして、これを英語に直してスタンダードと言ったときに何のスタンダードなのかがわからないのではないかと思うんです。

ですから、リスク評価としては科学的にやったということ表現するような文章に変えた方がよろしいと思えますけれども、今、文章が思い付かないので、金子先生がつくっていただけると助かります。

吉川座長 先ほどからの議論でそういうふうにと考えると、科学的な同等性という諮問に対して浸潤する2つの大きな理由があって、1つは我が国と米国、カナダのリスク評価をするに当たってのデータの質・量の差をどうしても考慮することを余儀なくされた、余儀なくされたという言葉はあれかもしれませんが。

もう一つは、ここで言うところの前提というか、輸出プログラムが守られるという仮定。

この2つの現時点で言うならば、不明確な要素を含めて評価せざるを得なかったということが、元の案に返すようで悪いですが、その2つの不明点を考えれば、現時点で科学的に同等か否かというリスク評価を返せというなら、やはりそれに対して同等、同等でないということを答えるのは非常に困難だということだろうと思うんです。

しかし、今までここで分析してきたように、そういう前提が守られるという仮説の上でわかる範囲のデータで分析した場合には、そのリスクの差というのが非常に少ないという結論に至ったということなんですけれども、そういう意味ではやはり理由は2つあるので、1つずつ分けるのがいいか、もう2つ併せて、そういう不明確な上でのリスク評価を求め

られたものであって、それで科学的にサイエンティフィックにストリクティブにエクイバレンシーを出せということ自身の方が無理なんだと。それに対して答えるという方が実際にやってみなければ、その答えを出すのは難しい。

ただ、そういう前提条件等わかる範囲の総合分析をすれば、そのリスクの差は非常に小さいというのが分析結果ですという返しの方がやはりわかりやすいのではないかという気がしないでもない。個々に分けてしまうとその基準は何だとか、また細かい話になっていくので、要するに2つのそういう意味ではウィークポイントを抱えたまま総合評価をせざるを得なかったんだと。だから、現時点でそういうサイエンティフィックなエクイバレンシー、科学的同等性という厳密さを求められるなら、やはりそれに対して明確な答えを返すということは困難だろうという結論に達して、では、何もできなかったかと言うと、そういうわけではない。

日本の上乗せ条件というものを遵守されるという1つの仮説の上で評価するなら、総合評価としては差が小さいという答えになるという方がいいかなとも思うんですけども、それでもやはり表現したときに不明になりますか。

ちょっと単純に考えると、結論の最初のパラグラフは、そういう意味では、1つの考えてとしては、第1点としてはリスク管理機関からの情報及び専門家などの補足説明を基に評価せざるを得なかったという部分と、そういう点で不明な点があるということ。上乗せ条件の遵守について守れることを前提に評価しなければならなかった。これは事実で、以上の点を踏まえると、例えば、米国、カナダに関するデータがいまだ質・量ともに不明な点が多いこと。仮定を前提に評価せざるを得なかったことから、科学的同等性を評価することは困難であるといわざるを得ない。

しかし、その管理機関から要請された輸出プログラム条件の遵守される場合というものを仮定すれば、月齢判定による上限を超えない範囲では、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。前提の確認はリスク管理の責任で守らなければ、評価は異なるものになる。

そういう意味では、そういう不足の条件があって、諮問があって、その諮問に単純に答えるというなら、それは非常に難しいということになると。

ただ、諮問の条件の中にあつた仮説を受け入れるなら、リスクの差は小さいという分析結果になるという文章ですけれども、どうですか。

甲斐（諭）専門委員 座長のおまとめでいいのではないのでしょうか。

吉川座長 では、細かい文言は詰めるとして、大体筋としてはそういう格好の結論でいいですか。

(「はい」と声あり)

吉川座長 ありがとうございます。そういう書きぶりでまとめたいと思います。

金子専門委員 その書きぶりから、甲斐知恵子委員の意見を見てみるとどうなるかを検討した方がいいかと思います。

無理かもしれませんが、本人がいらっしゃらないのであれですけれども、先ほど後で検討するとおっしゃっていたので、当日配布資料4 - 5にもございますけれども。

吉川座長 結論5の配布資料の4ですね。これは今、入れて議論をしていますから、これはいいですね。

「守らなければ、評価結果は異なったものになる」で終わるか「点を考慮する必要がある」まで入れるかですけれども、今、私はそのまま「必要がある」まで読んでしまいましたけれども、「異なったものになる。」で切るということでもいいですか。

それから、暴露もやりました。どこかの項目に特殊プログラム内のリスクは常に背景リスクに影響を受ける。したがって、前提条件の遵守のみでなく背景リスクを云々。これは飼料規制も付帯事項の方に改めて書いてあるし、米国も遵守はわかりませんが、飼料規制について新しく公表しているから、もし付帯意見に書くとしたら、先ほどの飼料規制について、SRMを使っているのが一番危険因子になるから早急に禁止する必要があるというのに対して、それがまた背景リスクに反映するよというぐらいですけれども、これはあえていいんじゃないですか。付帯項目のところに項を設けて書いてありますから、特にいいと思います。

最後のパラグラフは主語を先ほど入れましたから。遵守の具体的方策等については少し。

山本専門委員 考慮する必要があるというのは、これを答申として返した場合の管理側が考慮する必要があるということですね。

ですから、最初のパラグラフにも考慮する必要があるんですけども、後ろを切るのであれば、こちらを取らないと整合性が取れないです。「従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある」の「考慮する必要がある」というのを、この後ろの方を削除するのであればこちらも削除するか、両方とも残すのであれば残すと。私は両方とも残したもよるしいのかなと思ったんですけども。

吉川座長 たたき案を書いた者としては、最初の方の「不明な側面があることを考慮する必要がある」というのは管理側だけではなくて、消費者に対しても自分たちがそういう苦しい立場でやってきたという、あるいはそういう不明な部分も含めた評価をしてきたんだということを発信しているのは管理側だけではないつもりで書いたんです。

後の方の「考慮する必要がある」というのは明らかに管理側について考慮してくれよという意味で書いたんで、そういう意味では少しニュアンスが違っているんです。

山本専門委員 わかりました。それなら結構です。

甲斐（諭）専門委員 たたき台の執筆者の意向を踏まえた方がいいのではないのでしょうか。

吉川座長 いいですか。では、最初の方は残して、後の方はそうなればそうなるということですから、「考慮」は取りましょう。

梅田課長補佐 ちょっとフォローできなかつたものですから、もう一度まとめていただければと思います。

吉川座長 結論のところですか。

梅田課長補佐 はい。

吉川座長 「したがって」まで最初はずっと一緒です。したがって、不明な側面もあることを考慮する必要がある。これもそのままですね。また上乗せ条件の遵守についても守られることを前提に評価しなければならなかった。これが第1パラグラフ。事実を書いています。

第2パラグラフは、その2つを受けて、以上の点を踏まえると、米国、カナダに関するデータがいまだ質・量ともに不明な点が多いこと。遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、科学的同等性を評価することは困難であると言わざるを得ない。

しかし、輸出プログラムの条件、全頭からのSRM除去20か月齢以下の牛等が遵守される場合を仮定すれば、月齢判定による上限を超えない範囲では、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ評価結果は異なったものになる。これが2番目。

3番目は、当調査会はという主語を入れるということになります。

もしよければ、最後の「結論」への付帯事項ですけれども、ここはもう一回付帯事項として前と後ろに文章があって、中に5つの項目が順番に並んでいるんですけれども、この前これについて、私は単純に議論してきた順に書いてしまったんですけれども、やはりちゃんと何が重要か重み付けをするべきだという意見があって、もっともだと思います。

単純に並べるよりは、議論してきた中で何が本当に付帯事項として必要なのかということとを明確にすると同時に、その順番にはそういう重み付けがあるということをはっきりさせた方がいいと思うので、どなたか御意見ございますか。

山内専門委員 ①のSRMの除去の面です。これは、SRMの除去の監視実態によって

もたらされるリスクということを考えた場合には、同等とはみなし難いというふうに考えたわけですが、ただ、その後輸出プログラムの条件に脊髄除去の有効性についての科学的検証を加える等の対応が必要であるというのは、後で加えられた文言であって、私はこういったことまで言う必要はないのではないかと。

もしも言うのであれば、輸出プログラムの条件に脊髄除去の監視体制についての検証を加える必要があるといったようなこと。科学的検証をなささいということは、これは小野寺専門委員のコメントにもあったと思いますけれども、過剰要求であると、私もそう思います。

それから、重要性の面ですけれども、やはり食肉のリスクというのを考えた場合に、大きな要因になってくるのはSRM除去であろうと思います。したがって、私はこの順番としてSRM除去を最初に持っていくのが妥当であろうというふうに考えておりますし、前回そういうふうなコメントをここに提出したつもりです。

吉川座長 これに関して、小野寺専門委員と山本専門委員が、それぞれまた意見を述べられたと。小野寺専門委員のはわかりました。こう書くと両国の差として過剰要求になるのではないかという意味はよくわかりました。別途の書きぶりにした方がいいと思います。

山本専門委員、どうぞ。

山本専門委員 私がこの文章を素直に読みますと、SRM除去に関して同等でないという文章に読めてしまうんです。これは脊髄片の食肉への混入が起きると同等でなくなるということをおっしゃりたいんだと思いますので、ちょっと文章がくどくなるんですけども。

資料2 - 5の4ページの一番下の段落で「コメント」という部分です。確率の「率」が間違っていますけれども、読み挙げますと「とくにせき髄片の食肉への混入は、その確率は低くとも、起きた場合にはリスク要因となり得る。そのような場合には、SRM除去に関しては、米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクが日本のものと同等かは不明である」。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 私もこの文案の方がいいと思います。私は「見なしがたい」と言っていますが、「見なしがたい」ということ自体、結局は不明であるという意見と取っていたでいて構いません。

その後のところだけ文言を直すということで、こちらはいいと思います。

山本専門委員 私も「そのため」以降の文章は、過剰要求になるので消していいと思い

ます。

吉川座長 そうすると、そこはそのように直して「そのような場合には」を入れて、不明であると。それで輸出プログラムの条件に脊髄除去の監視体制の強化をする必要があるとか、そんなもので終わればいいですか。

わかりました。もう一つ、付帯事項に関して最終的にヒトへの危害という格好で重み付けをして、順番を整理した方がいいのではないかという提案があって、1番にSRMを取ってきたわけですけれども、それ以外にサーベイランス、飼料規制、スクリーン検査、ピッシングといったものが並んでいますけれども、1番がもしそれだとすれば、2番以降どういうふうに、ここでは2番が今、サーベイランスになっております。

どうぞ。

北本専門委員 ⑤のピッシングの廃止、SRMの除去というのがマターで出ていて、ピッシングはもうほとんどされてないですね。これは対日本ということなんですか。

吉川座長 だから、これはさっきちょっと言ったように、1番から4番までは、米国に対しての上乗せ規制を含めて評価してきた中で問題。ただ、日本は全部ちゃんと大丈夫ですかと、比較をしていったわけで、その中でHACCPの問題とピッシングの問題は、前から問題になっていて、ちゃんと検証して報告するという。

北本専門委員 それであれば対象国を明記するべきじゃないですか。

吉川座長 そうですね。これ明記したんだけど、どこかでまた消えたんですね。最初のバージョンに戻ってしまったんで。

北本専門委員 こういうのを略されたら、何をやっているのと。

吉川座長 ここに、我が国とか米国とか入れたバージョンがあったと思うんだけど、それはそういう意味です。ここはわかるように、日本という。

山内専門委員 これは1番から4番まで、すべて米国・カナダを対象として言っているんですね。5番だけ日本を対象としているということが、やはり何かそぐわないと。

吉川座長 これに関しては、結論に至るまでのところの表でかなり分析のところでも書いたし、日本も決して完璧ではない部分もあるんだということで書いてあるから、あえて5番に入れなくてもいいのかもしれないけれども、相手国の足りないところばかり書いて。

北本専門委員 これは、やはり結論への付帯事項なんですから、書くとしてもこれは別のところでしょうという気がしますし、対日本というのは。

吉川座長 かえってわかりにくくなるかもしれないですね。

それでは、これは確かにピッシングのところで同じ文章を書いた記憶があります。結論に至るところの表でも、日本のリスクが高いということを明示しているから、5番はいいですか。

山内専門委員 結論の表としても出ていますね。

吉川座長 はい。だから、項目の分析のところでも、検証したデータを公表するべきだということを書いてはありますから、いいですか。それでは、取りましょう。

そうすると、1、2、3、4の4項目、SRM除去を1番として、2番がサーベイランス、3番が飼料規制、4番がと畜場という並びですけれども、これはこれでいいですか。どうぞ。

山本専門委員 4番なんですけれども、最後の文章で「と畜前検査には十分な数の検査官を配備する必要がある」という一文があるんですが、これはちょっとよくわからないんです。それでは、10倍にしたらリスクが10分の1になるんですかという。

数の比較をしていたわけですけれども、見逃すこともあるということを行いながら、歩行困難牛は一応食用から排除されているんですね。

吉川座長 だから、リスクとしては、そのシナリオの中では、逆に言えばアメリカ国民が検査しない牛を食べているということからすれば、日本向けというよりはアメリカ自身の防疫体制としてちゃんとした方がいいという、要らぬお世話だという。

ただ、これもどうしましょうか。確かに、あのときのリスク分析結果とすれば、20か月以下の発症牛が見逃されてくるということは、あまりシナリオとしては成り立たないという結論で、日本に対してのリスクとしては評価はほとんどしなかったんですけれども、両国の違いとしてかなりはっきりしてきたものだから、それに対して付帯事項で述べておくか、述べておくとか最後に言葉を、両者に違いがあるけれども、それでどうしたんだという話になるけれども、さくっと落としてしまうか、あるいは何か少し残すにしても、書きぶりを変えるか。

どうぞ。

山内専門委員 私は、この付帯事項というのは、ある意味では、結論の一部でもあるというふうにとらえたいと思いますし、その場合には1、2、3は当然重要な点ですが、4に関しては、結論につながるものではなかったということで、削除していいんじゃないかと思います。

吉川座長 4番は削除してもいいのではないかという意見ですけれども、いいですか。特段に意見がなければ、ほかの3つと比べて削除してもいいということで、それでは、1、

2、3で順番はこれでいいですか。

それでは、一応付帯事項としては、1、2、3と、現在の順番で書くということですが、
れども、大体大枠として、特にまだここは決定的におかしいという意見がありましたら、
議論をしたいと思えますけれども、どうですか。いいですか。

小野寺専門委員 1つ、私が理解できない文章で、20ページに戻ってよろしいですか。
この前数字が入ってなかったんですけれども、今度急にぼんと入ってきたので。

下から6行目で「悲観的には10倍(7×1.5)」という数字が、今回ぼんと入ってきた
んです。

吉川座長 これは、この前、アメリカが3年で2分の1ずつに下がっていくとして、日
本は2001年からもっと徹底的に下がったんだけれども、その差をどういうふうに、数倍高
い、あるいは7倍以上、いろいろな意見が出て、どう書くかというところで、最初10倍と
書いて計算をしていたので、その10倍何だというと、7倍の1.5倍だという、単にそれ
だけの説明を加えたんですけれども、先ほど言ったように実際にこういうデータを日本の
ときもそうですけれども、まだ読み切れないので、かなりヨーロッパのデータももらっ
てきたり、外挿したりして数字をある程度の幅を持って評価しているので、悲観的に考えれ
ば7倍であるわけがないので、それよりは差が開いていることは事実ですけれども、か
といって規制はそれなりに有効に措置をしているわけですから、爆発的に増えるわけでは
ないので、その辺の書きぶりをどうするかということで、約七倍の、上乘せ1.5倍で10倍
という数字を入れたということです。

小野寺専門委員 わかりました。

吉川座長 不明な点は多いかと思えますけれども、私ももうこれ以上、これが1.8倍が
いいのか、二、何倍がいいのかと言われてもちょっとわからないので、一応そういう数字
を得て評価したという格好になっております。

それから、山本専門委員、済みません。先ほど結論の方に議論を集中してしまったので、
ほかの箇所では何か所か指摘があったと思えますけれども。

山本専門委員 今、確認しましたけれども、すべて反映されておりましたので、これで
結構です。

吉川座長 そうですか。

それでは、先ほどCWDは終わったんですけれども、堀内専門委員のところの書きぶり
をもう少し簡単にすると行って、簡単にした案を堀内専門委員の方に今、確認をしてい
だいて、もしよければ披露してもらって、それでいいかどうか。

堀内専門委員 その前に1つよろしいですか。先ほど山内先生が言われた、付帯事項の④のところなんですけれども、と畜場におけるBSEスクリーン検査のところ、全部削除してもいいんじゃないかというお話だったんですけれども、今、とりまとめの答申案を見てみると、これは日本のスタンスとしてはあってもいいんじゃないかと思います。

その中で、削るとしたら、2行目の「しかし、と畜場規模等により、これが不可能な場合は、と畜前検査において、異常牛を正確に排除することが重要である」という一文の削除。

次の一文は、日本の検査でわかっている事実なので、これを残して、その後「と畜前検査には十分な数の検査官を配備する必要がある」。この二文を削除して、4の基本スタンスは残してもいいのではないかということをお願いしたかったんです。

山内専門委員 今の意味は、結局アメリカでも健康牛の検査をやりなさいという勧告ですか。

堀内専門委員 いえいえ、付帯意見ですから、この付帯意見のところは、すべて20か月齢にかかっているわけではないですね。私はそういうふうにとらえていたんですが、もし20か月齢以下にかかる付帯意見であれば、取り消します。

山内専門委員 私は、付帯事項というふうに変えてもらったんですけれども、やはり結論の一部に相当するようなものであろうととらえていますので、そうなった場合に余り前半的な結論に直接つながらないものまで入れる必要はないだろうというふうに考えたわけです。

北本専門委員 私も山内先生に賛成です。やはりこの付帯するといっても、前回でしたか、これが1つの前提じゃないかという考え方もあるんだということからすれば、例えば、サーベイランスからエプロンかけになってはいけませんよと、それからSRMが混入するようではとてもじゃないけれども困りますよというものとは並列はできないだろうという気がします。

堀内専門委員 了解しました。

吉川座長 よろしいですか。

どうぞ。

佐多専門委員 申し訳ないんですけれども、特に3行目の異常牛を含む、異常牛と高リスク牛だと思うんですけれども、健康な成牛の12倍以上の陽性率だというわけなんですけれども、これは逆に取ってアメリカのサーベイランスというのは、この健康と一見思われる成牛のサーベイランスは何もやってないわけです。そういうサーベイランスを入れてくれと

というような意味で、このサーベイランスの方に何かうまく突っ込めないかというふうに思うんですけども、これは我々の希望ですね。何かエビデンスが出てくると、非常にありがたいという意味で、単にそういうものをやっていたからといって汚染率が完全にわかるわけではないという意味であるので、そういうふうに入れられると、なお結論を補完するような格好になるんじゃないですか。

吉川座長 継続的サーベイランスが必要であると考えられるというところに、日本のBSE検査においても、健康な牛も出ているということを考慮する必要があるということ、それまで書きますか。私もわかってはいると思いますけれども、最低限サーベイランスの規模とその継続については述べておかないと、本当に次の評価にはもはややめられてしまったら評価できない。それこそ踏み絵以前の問題になってしまうので。

北本専門委員 入れたい気持ちはよくわかるんですけども、筋としては日本の主張というのは、OIEなり国際機関でこれがサーベイランスで有効であるというふうに認められてのことになるのかなという気がしますので、そこまではという気がします。

吉川座長 どうでしょうか。佐多専門委員。

佐多専門委員 2番は、サーベイランスをやれと書いてあるだけです。

吉川座長 サーベイランスの継続と、できればちゃんと。

佐多専門委員 余り都合のいいサーベイランスばかりやられても困るというニュアンスがあって、だから少し気持ちとして拡大サーベイランスで数を増やせばいいというだけの問題ではなくて、対象も増やさなければいけないとか、前に書いてあるわけですけども、だから、単にサーベイランスを継続しろというだけでは、ちょっとニュアンス的に足りないような気がいたします。

吉川座長 もし、佐多専門委員、少し我々のニュアンスを含めて、こういうことを足した方がいいということがありましたら、ちょっと事務局の方に連絡をしていただけますか。

さっきのBSE、プリオンの体内分布、今ここに資料が来ましたがけれども、前半食肉等のBSEリスクを評価する上で、体内分布を考慮する必要があるということで、イギリスの例が少し短くなって、実験感染の組織からのバイオアッセイで、経口投与後殺処分したものの筋肉乳剤の脳内摂取は、まだ出ていないと。回腸遠位部の乳剤は、既に出ているという事実が書いてあります。

先ほど、山内専門委員の補足のありました、英国で大規模なサンプル実験が継続されているという事実。

それから、これは後で明確な月齢を入れてもらうということで、発症牛のドイツのデー

タが、特定危険部位以外からも B S E が検出されていると、筋肉中の B S E、プリオンの存在はそういう意味で否定できないと。末梢神経壊死を含んでいるという前提を入れて存在は否定できないと。だけでも、実験は継続して、まだ成績は得られていないということと。したがって、結果を注視し精査する必要があると。それから、疫学データとしての追加で、2004 年では 49 か月、2005 年では 38 か月という報告があると。したがって、体内分布を考える場合にも、汚染度を併せて考慮する必要があるという、これでいいですか。

これを、体内分布として食肉等のリスクの前段で 1 項目入れるということで、私もこれの方わかりやすくなると思いますし、特に異論なければこういう形で入れたいと思います。

北本専門委員 これ以外にも英国で大規模なサンプル実験が継続されているとありますね。それを、B S E 感染牛の後で、しかし、正確な情報を得るためには、日本で実施されている感染実験を含めて、今後の結果を注視し精査する必要がある。にコンバインドさせた方がいいんじゃないですか。

吉川座長 そうですね。事実と今の経過ということで、わかりました。よろしいですか。それでは、そのように後ろに持っていくと。

梅田課長補佐 そうしますと「しかし」のところで、しかし、正確な情報を得るためには、現在英国で実験が継続されている。

吉川座長 「必要がある」で終わって、「これ以外にも、英国で大規模なサンプリング実験が継続されている」という事実を並べて書けばいいと。

梅田課長補佐 それで、よろしいですか。

吉川座長 はい。特に意見がなければ、ここの項目はこれを入れたいと思います。

それでは、全体を通して細かい文言については、まだもう一回各委員目を通して全体を見て、数字その他を含めて必要があればぎりぎりまで直したいと思いますけれども、特に審議する内容として大きな項目で問題がなければ、一応今日の議論を受けて結論に達したというふうに考えていいでしょう。

小野寺専門委員 済みません。また付け足しですが、先ほどの「十分な」というのは、何が十分かというサーベイランスの話ですね。これは 29 ページだったか、その「十分な」というのが、O I E の方でもいろいろ議論があるところなものですから、それに関してはいろいろ向こうでの議論も含めて、一応強化したというような文章ではいかがですか。

吉川座長 何ページですか。

小野寺専門委員 29 ページの下から 2 行目です。「米国及びカナダにおける」。

吉川座長 「十分な」を何にですか。

小野寺専門委員 「強化した」です。でも、まだ継続中ですからしょうがないですね。

佐多専門委員 私の希望としては、健康と畜牛を含む十分なサーベイランスの継続が必要であると。「特に」は取ってしまって、その次の行の「最低限」の後に臨床症状の異常を示した牛及び高リスク牛全体についてもやってほしいという文章を入れてほしい。

小野寺専門委員 それで結構です。

吉川座長 わかりました。管理対応を行うためには、健康な牛を含むという文章を入れて、含む十分なサーベイランスの継続が必要であると。それから「最低限、高リスク牛」のところに、異常牛と何ですか。この辺の言葉も2転、3転していて、趣旨はわかりましたから、ここは前段の表現と合わせるような格好にしたいと思います。

ほかにありますか。いいですか。何となく半年間かかって、わからないところから議論を進めてきて、一応異論がなければ、今日の議論を含めて細かい「てにをは」、数字はもう少しいじるとして、一応結論ということで。

どうぞ。

北本専門委員 文章だけですけれどもいいですか。「結論」の文章ですけれども、パラグラフの2番目の「以上の点を踏まえると」というところは、実はその「以上の点」というのは、米国・カナダに関するデータの質・量と、ここは「以上の点を踏まえると」をデリートした方がいいのかなと。

それと、科学的に評価するのは困難と言わざるを得ないの目的語がないので、米国・カナダのBSEリスクを科学的に評価するのは、困難と言わざるを得ない。

吉川座長 わかりました。そうすると「以上の点を踏まえると」を取って、質・量ともに不明な点が多いこと、仮定を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダの牛に関して、科学的同等性を評価することが困難であると言わざるを得ない。しかし、というところですね。

どうぞ。

梅田課長補佐 それから、その下の「米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクレベル」と書いてありますけれども、その後と比較した場合となっておりますので、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについてということで、比較の対象を並べた方がよりわかりやすいかと思います。

もう一度言いますと、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等を挿入すればどうかと思います。

吉川座長 いいんじゃないですか。どうですか。

甲斐（諭）専門委員 3行目ですけれども、「原則」とありますね。「牛肉等のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に書かれた原則が主体で」と。書かれた原則の評価が主体ですかね。

小野寺専門委員 原則というのは、情報か記録か。

甲斐（諭）専門委員 情報でも何でもいいんですけれども、その情報の評価が主体ですか。何が主体かというのと、評価が主体だったんですね。

吉川座長 そうです。

甲斐（諭）専門委員 書かれた原則の評価が主体と。

吉川座長 多分これは英語で言うとメインディーだとか、そんなものだと思います。主として提供された多くのものは、文書に書かれた原則とか、そういうものだったと、プリンシプル・リターン・バイ・ペーパーズとか、そういうものに基づいて評価しなければいけなかった部分が多い、そういう意味だと思います。

甲斐（諭）専門委員 そうですね。

吉川座長 そういう主体という意味で、主に文書に書かれた原則で一部リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明を基に評価せざるを得なかったということかなど。主体というかたい言葉を使ったのであれですけれども。そうですね。多分、文章は山内先生が書かれたんだと思いますけれども。

山内専門委員 もう一つ、細かい点で、2つ目のパラグラフで、輸出プログラムが遵守されることと仮定した場合で、またその次のパラグラフで比較した場合というふうになっているので、これは輸出プログラムが遵守されるものと仮定した上でといったような形にした方がいいと思います。

吉川座長 わかりました。まだ文言が練れてない部分があるので、意味合いはもうこれだけ議論してきたのでわかると思いますから、こういう文章の方が真意が伝わりやすいという点に関して、少しまだ時間的余裕がありますから、事務局の方になるべく早く連絡して、これでいいかという意見をもう一回、やっていますか。

國枝評価課長 間に合いそうなので、もしあれでしたらその重要な部分だけ確認いただければと思いますが、よろしいですか。

吉川座長 全体を通して読むと、また少し意見が出てくるかもしれないという気もしないではない。大きな変更があるとは思いませんけれども、ここはこういう書きぶりの方がいいのではないかという意見が出てくるかとも思います。

どうぞ。

金子専門委員 書いていただいている間に、付帯事項の一番最後のパラグラフですけれども、もし輸入再開に踏み切ったとしても、一旦輸入を停止することも必要であるというところなんです。私と甲斐専門委員が、この輸入再開に踏み切ったとしてもというところがないところで、何が輸入が前提になっているような印象があるというコメントがあったと思うんです。これに、輸入再開に踏み切ったとしてもというのが付いたのはいいんですけども、念には入れてというか、もっと正確に書くと、もし管理機関が前提の遵守状況を十分と判断し輸入再開に踏み切ったとしても、入れておいた方がわかりやすいのではないかと思います。大した問題ではありませんので。

北本専門委員 場合が合わなくなる。

小野寺専門委員 場合の意味が変わってくる。

金子専門委員 輸入再開に踏み切ったとしても主語が何かと。このままだと、私たちが輸入再開にゴーサインを出したというような誤解を招きたくないという意味で申し上げただけなんです。

吉川座長 もし管理機関が輸入再開に踏み切ったとしてもということですか。

金子専門委員 はい。

吉川座長 わかりました。主語を明確にするというのは、悪いことではないので、それではここは、もし管理機関が輸入再開に踏み切ったとしても、こういう条件、こういう条件、それで最終的にリスクを否定できない重大な事態となれば輸入を一旦停止することも必要であると。それでいいですか。

どうぞ。

山本専門委員 1か所、今の文章の1つ前の「米国向け輸出食肉を処理加工する施設の認定制度及びそれら施設への行政による定期的な立入調査に」という部分なんですけれども、これは日本産のものを米国に輸出するときの米国基準に合わせたシステムという意味で書かれているので、これは逆なんです。逆に日本に輸出する場合の話を書かないといけなくて。同等のシステムと言いますと、これは今、言っているような上乘せ措置と違うんです。米国での衛生基準という形にしか読めなくなりますので。

吉川座長 これは、システムとして日本が米国の輸出に対して行政査察とか全部やっているわけですね。それと同じようなシステムを導入したらどうかという提案をしているわけですね。

山本専門委員 そうであれば。

吉川座長 考えられるシステムとして、どういうシステムがあるんだと、それに対して

米国が日本に対して輸出規制としてやっているシステムをそのまま日本が米国に対してシステム導入要求しても、それは1つの案ですから、具体的に何をするというアクションプランが出てこなかったから、提案としてそういうシステムを管理措置として、あるいは認定措置として導入したらどうだという提言をしているだけで、取らなければだめと言っているわけではないと思います。

山本専門委員 そのシステムの提言の仕方はわかるんですけども、この文章をそのまま読むと、米国の管理システムをそのまま当てはめるような形の文章に読めてしまうので、ですから、例えば考えられるシステムとして、「現在」から「適用されている」までを削除しまして「日本向け輸出食肉を処理加工する施設の認定制度及びそれら施設への行政による定期的な立入調査に」というような形に変えてしまった方がいいと思います。

吉川座長 わかりました。

山本専門委員 考えられるシステムとしまして、その次に「現在」から「適用されている」までを削除しまして「日本向け輸出食肉を処理加工する施設の認定制度及びそれら施設への行政による定期的な立入調査に」と、それで「相当する」がなくなって「など」ですかね。

吉川座長 そうすると、考えられるシステムとして「日本向け輸出食肉を処理加工する施設の認定制度及びそれら施設への行政による定期的な立入調査等を含む管理システムが有効なものとして考えられている」ですね。わかりました。それで十分意味は通じるし、余分なことを書かなくていいから、そうしましょう。

「結論」のところですけども、一応読み上げたいと思います。

「これまでの国内のリスク評価では、BSE対策の実効性等をほぼ明らかにすることができ、それに基づいて評価した。しかし、今回の諮問では国外という状況のため、牛肉等のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に」、ここが今、違ったんですね。主に文書に書かれた原則の評価と、一部リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明を基に評価せざるを得なかった。

「従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また輸出の上乗せ条件の遵守についても、守られることを前提に評価しなければならなかった」。

「以上の点を踏まえると」を取ると。

「米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダのBSEリスクを科学的に評価することは困難と言わざるを得ない。しかし、リスク管理機関から提示された輸出プログラ

ム（全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛）が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、生体牛の背景リスク及び牛肉等のリスクを比較した場合」、随分長くなりましたね。

「月齢判定による上限を超えない範囲では、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。

これらの前提の確認は、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる。

当専門委員は、上記のことを考慮した上でリスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、仮定を前提に評価したものととして」、ここに入れた方がいいと思うんです。これだけ離れると主語が何かわからないので、「上記のことを考慮した上でリスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、仮定を前提に評価したものととして、当専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性及びその遵守に関する検証結果の報告を受け義務があり、また管理機関は国民に報告する義務を負うものとする」。

何か、真ん中が随分長くなった気がするんですけども、わかりよくなりましたか。

どうぞ。

甲斐（諭）専門委員 月齢判定による上限を超えない範囲ではというのは、また繰り返すんですか。ここはもう20か月以下だと前に言っているのに。

小野寺専門委員 これは同じ文章ですから、要らないですね。

吉川座長 そうですね。条件を入れているから要らないですね。そのリスクの差は非常に小さいと考えられると。

どうですか。これでいいですか。少し長く。

北本専門委員 もしくは短くするのであれば、生体牛の背景リスク及び牛肉等のリスクを比較した場合と、場合、場合と言っていますけれども、これは当然ですから。

吉川座長 そうですね。やってきたことですから、省きましょうか。中に全部書いてありますから。

そうすると、真ん中のパラグラフだけかなり直したのでもう一回。

「米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダのBSEリスクを科学的に評価することは困難と言わざるを得ない。しかし、リスク管理機関から提示された輸出プログラム（全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛）が遵守されるものと仮定した上で、米国

・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる」。それでいいですか。

それでは、それを結論ということで、何度も言いますけれども、もし全体を読み直して文章を少し直す必要があれば、至急事務局の方にお知らせいただきたいと思います。

事務局の方から、何かありますか。

梅田課長補佐 そうしますと、本日の議論を踏まえまして、先生方からもう一度、今、修正したものをお送りさせていただきますので、それを御確認いただいてセットすると。

吉川座長 もしそういうものであって、座長と相談して判断して大きく影響することがあるなら、専門委員に回しますし、そうでなければ事務局と座長に「てにをは」編成は一任していただいていいですか。

(「はい」と声あり)

吉川座長 また不明になるということはいたしませんから、ここまで議論したのでそんなに大きな変更があるとは思えませんので。

梅田課長補佐 それでは、次回開催するまでもなく確認いただいて、それでセットするという御了解いただいたということによろしいでしょうか。

吉川座長 いいですか。

(「はい」と声あり)

梅田課長補佐 わかりました。

吉川座長 ほかにございますか。

梅田課長補佐 特にございません。

吉川座長 どうぞ。

寺田委員長 ここで一区切りある程度出まして、今も話がありましたように、大変困難な状況の下で、しかもほとんどの方が非常勤の立場で時間を割いている検討していただきまして、大変感謝しております。この専門調査会の結論、もう一度一応委員会では検討いたしますが、大筋ほとんど変えるところはないと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

吉川座長 それでは、専門調査会を終わりたいと思います。どうも御苦労様でした。